

第 19 回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 2 年 1 1 月 6 日 (金曜)		午前 9 時 3 0 分 開会	
	休憩 9:43-9:44、9:52-9:53、10:11-10:13、10:16-11:42			
			午前 1 1 時 4 2 分 閉会	
	休憩時間： 1 時間 3 0 分		会議時間： 0 時間 4 2 分	
会議場所	役場 3 階 第 1 委員会室			
出席委員 氏 名	委員長	正村紀美子	委員	中村 和宏
	副委員長	鈴木 健充	委員	柴田 正博
	委員	黒田 栄継		
	委員	堀切 忠		議長 早苗 豊
説明員	総務課長 (選管事務局長)	安田 敦史	農林課長	佐々木快治
	選管事務局長次長	松田 奈巳	畜産係長	池田 哲
	選管書記長	渡邊 浩二	企画財政課参事	佐藤 季之
	契約管財係長	横山 裕介	公共施設マネジメント係長	齋藤 錦
	契約管財係主事	西嶋 佑馬	建設係長	玉村 大輔
	水道課長	西川 一浩		
参考人				
欠 席 委 員 氏 名	委員	西尾 一則		
事務局職員	事務局長	仲野 裕司	係長	佐藤 史彦
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会				
委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件				
(1) 調査事項				
ア 令和 2 年度建設工事の発注状況について				
委員長：担当課から説明願います。				
契約管財係長：建設工事の発注に当たっては、早期の人員確保と発注時期の平準化により、町内建設業界の安定的な運用がされるよう、早期発注を念頭に進めている。2 ページは 1 件 1 3 0 万円を超える工事について、9 月 3 0 日現在で取りまとめたもの。総工事件数は 1 0 3 件。発注済みは 7 9 件で、発注率は 7 6 . 7 0 %。9 月末時点の工事費の予算総額は 3 6 億 1 , 1 8 1 万 8 千円、発注済みの契約金額は 3 1 億 8 , 4 6 7 万 1 千円となっており、発注済み金額の割合は 8 8 . 1 7 %。3 ページは未発注工事一覧を担当課別にまとめており、9 月 3 0 日以降本日までに発注済みのものもあるが、橋りょう補修・長寿命化及び道路整備工事が 3 件、水道・下水道施設				

の電気、管工事が4件、皆伐、間伐事業、水道管敷設工事が4件、公営住宅の給湯設備工事が1件、公園噴水改修工事が1件、管、改修、移設、解体工事等が11件の合計24件。4ページに町内発注状況を添付している。残りの工事についても、早期かつ円滑に発注していく。

委員長：質疑を行います。

堀切委員：水道課の予算残額が多くなっているが、何か要因はあるか。

水道課長：個別排水の事業もあり、申請者の状況に応じた設計・発注となるため、予算との差は生じる。

柴田委員：石綿管の布設替えの進捗状況は。

水道課長：上水道区域の更新事業には毎年3千万円程度を予算計上し入れ替えを進めている。新たな事業も進めており、更新事業のみ大きくは増やせないが、現状では概ね3年から4年で完了すると考えている。

中村委員：学校や教員住宅の改修について、児童生徒も在籍している中で適切な時期に実施できているか。

公共施設マネジメント係長：所管課と協議し優先順位を付けて進めている。

中村委員：長期休業中に行うべき工事もあると思うが、優先順位が優先されるか。

公共施設マネジメント係長：安全第一を基本に優先順位を付け、行事、下校後の実施など考慮している。

委員長：以上で調査事項「ア 令和2年度建設工事の発注状況について」を終わります。

イ 選挙費用の公費負担について

委員長：担当課から説明願います。

選管事務局次長：公職選挙法の一部改正により、条例に定めることで選挙運動費用の一部を町が負担することが可能となった。また、町議会議員選挙に伴う供託金制度も導入されている。選挙公営と供託金の変更点等は資料のとおり。供託物没収点に達しない場合は、経費の公費負担も適用されない。公費負担額の算定については自動車・ビラ・ポスターそれぞれ資料記載のとおりであり、芽室町の実態に合わせた設定をし、条例で整理する考え。

委員長：質疑を行います。

堀切委員：条例は作らなくてもいいという解釈もあるのか。

選管事務局次長：自治体裁量であり、公費負担しないという選択もある。

堀切委員：供託金も町独自で決められるのか。

選管事務局次長：公職選挙法の規定であり、町の裁量はない。

堀切委員：条例を定める場合は供託金を導入する必要があるのか。

選管事務局次長：供託金は公職選挙法であり、条例に規定するのは公費拡大の部分。

堀切委員：条例に関わらず供託金は公職選挙法改正によるものか。

選管事務局次長：その通り。

委員長：以上で調査事項「イ 選挙費用の公費負担について」を終わります。

ウ 町営牧場における放牧事業及び哺育育成事業の概要案について

委員長：担当課から説明願います。

農林課長：10月を目途に事業概要案を策定するとしていた。担当から説明します。

畜産係長：管理運営に係る基本的な考え方について、令和2年度中に哺育育成施設整備工事が完了し、令和3年度からはこれまでの放牧や牧場施設等の維持管理に加え、哺育育成事業が加わり、町営牧場において通年で牛の飼養管理を行うこととなる。管理運営の考え方は表のとおり。施設としては町営牧場と哺育育成施設の2区分に分類される。

町営牧場は放牧事業と牧場施設等維持管理事業を町が事業主体として実施し、放牧事業については業務委託、維持管理については町直営で行う。

哺育育成事業は哺育育成牛を牛舎等で管理する舎飼管理を行うもので、町とJAが構成員となり新たに設立する運営協議会が事業実施主体となり、協議会が定める規約に基づき運営を行う。

各事業の内容について、(1)放牧事業はJAめむろと業務委託を締結する予定であり、契約に基づいて実施する。牧場使用料は条例に基づき町が料金設定・収入し、放牧運営に必要な経費を委託料として支出する。事業期間及び対象牛については、5月から10月の間、概ね6か月齢以上の乳牛である育成牛を対象に飼養管理を行う。関連する条例は、放牧業務の実態や運営に必要なコストに合った内容とするため、文言や使用料の改正を予定している。利用予定は年内に取りまとめの通知を行い、概算の頭数把握を行い、年度内に頭数の最終的な調整を行う。

(2)牧場施設等維持管理事業について、放牧地や牧場内の道路等の維持管理はこれまでどおり町が行い、町が購入した作業機械に係る償還についても行う。ただし、放牧事業で使用する倉庫等の建物や作業機械等の大規模修繕については、費用負担に係るルールを別に定めることを予定している。

(3)哺育育成事業については、町とJAが構成員となり新たに設立する運営協議会で運営方針等を決定し、運営協議会が定める規約に基づき家畜の飼養管理や施設現場の運営をJAめむろが行う。利用料金は協議会が収入し事業の必要経費に充てる。事業期間、対象牛及び飼養方法については、6か月齢未満の乳牛、いわゆる哺育牛及び6か月齢以上の育成牛を舎飼管理する。ただし、育成牛については、5月から10月の間は放牧管理を行う。利用予定について、JAの事前調査では22戸、1,060頭が利用する予定であるが、今後利用者とJAで最終的な頭数の調整を行うことになる。

今後の各事業の運営状況や収支状況にもよるが、将来的には放牧事業と哺育育成事業については、運営協議会による一体的な運営ができるよう検討を行う予定。

今後のスケジュールは、11月にJAと委託契約内容等の個別事項について検討を行い、次年度予算案の作成、1月に関係団体との最終調整を行い、2月に放牧事業使用料改定を使用料等審議会で審議いただき、3月に条例改正提案を予定している。

委員長：質疑を行います。

黒田委員：放牧事業の料金改正について、農家にとっては負担増となるが算出根拠は。

農林課長：独立採算を基本としたいが、現状は経費の半分程度しか賄えてない。5年後

あたりを目途に収支均衡が図られる考えで算出。

黒田委員：町やJAが手出しをするのではなく、独立採算で進めるということによいか。

農林課長：その通り。現在は掛かる経費の半分を町が税金投入している状況であり、利用者の使用料で独立採算を進める。

黒田課長：金額設定の目処として、しばらくはこの価格で進むのか。

農林課長：5年、10年先の見込みを立てており、今回の料金改定で当分の間は進められると考えている。

黒田委員：大規模修繕のルールを別に定めることになっているが、どのような予定で定めるか。

農林課長：数年後に見直す可能性はあるが、令和3年度に向けて策定する。

黒田委員：堆肥舎も大きなものが作られる。畜産を維持するために、ふん尿処理も考えなければならない。それらも踏まえた見通しはあるか。

農林課長：ふん尿処理は課題である。今回の施設建設によりある程度軽減されるが、完全な解決にはならない。アンケート調査も実施しており、来年度に向けて検討している段階であり、今後示していきたい。

柴田委員：今回設置する堆肥舎はどのレベルまで処理できるものか。

畜産係長：攪拌機、エアレーターを設置し、完全な堆肥とする。

農林課長：畑作農家には堆肥を置く場所の設置などの声もある。何に困っているのかという部分は生産者を交えた協議会で議論していきたい。

委員長：以上で調査事項「ウ 町営牧場における放牧事業及び哺育育成事業の概要案について」を終わります。

エ 総務経済常任委員会所管施設調査（哺育育成施設）について

委員長：その他を先に行い、その後休憩とし、現地調査を行います。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副委員長一任とします。

(2) その他

委員長：機構改革について引き続き調査を予定していたが、町政全体に関わることであり、会議体のあり方についても整理していくため、正副委員長に一任いただきたい。

(異議なし)

委員、議長、事務局ともになし。

休憩とし、哺育育成施設の調査を実施。

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	1名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和2年11月6日

総務経済常任委員会委員長 正村紀美子